

船橋市母子生活支援施設整備費補助金の交付に関する要綱

第1 通則

母子生活支援施設整備費補助金については、予算の範囲内においてこの要綱に基づき交付する。

第2 母子生活支援施設整備費補助金

(交付目的)

- 1 母子生活支援施設整備費補助金（以下「整備費補助金」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人及び特例財団法人（以下「社会福祉法人等」という。）が施設整備を行う場合に、当該整備に要する費用の一部を補助することによって、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 2 「母子生活支援施設」とは、児童福祉法第7条第1項に規定する母子生活支援施設をいう。
- 3 「施設整備」とは、次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕	既存施設について平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成20年6月12日雇児発第0612003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により

	整備をすること。
老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。

（交付の対象）

- 4 整備費補助金は、別表 1 の②欄に定める設置根拠により③欄に定める設置者が設置する母子生活支援施設に係る施設整備事業であって、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知（以下「国庫交付金等交付要綱」という。）の交付の対象に該当する事業に交付する。

（交付額の算定）

- 5 整備費補助金の交付額は、次により算出する。

ただし、事業ごとに算出された交付額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備については、次により算出された額を交付額とする。

(ア) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 2-1 の第 4 欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) 別表 2-1 の第 2 欄に定める種目ごとの第 3 欄により算出した基準額の合計額を算出する。

(ウ) (ア) により選定された額と、(イ) により算出した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に別表 1 の④欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

- (2) (1) 以外の事業については、施設ごとに次により算出するものとする。

(ア) 別表 2-2 の第 2 欄に定める種目ごとに、第 3 欄に定める基準額と、第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額を別表 2-2 の第 1 欄に定める区分ごとに合算した額と、当該区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1 の④欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

（対象外費用等）

- 6 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としない

ものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが、建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他施設整備費として適当と認められない費用

(申請)

- 7 社会福祉法人等が整備費補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに母子生活支援施設整備費補助金交付申請書（別記1-1）正副2部を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

- 8 整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業に要する経費の配分を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業の内容のうち、次のものを変更するときは、市長の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
 - (3) 事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告しその指示を受けなければならない。
 - (5) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - (6) 社会福祉法人等が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
 - (7) 社会福祉法人等が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
 - (8) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。
 - (9) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条

第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないで、この補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

- (10) 社会福祉法人等が事業を実施したときは、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (11) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納入させることがある。

- (12) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- (13) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記8-1）により速やかに市長に報告しなければならない。

なお、市長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (14) (1) から (13) により付した条件に違反したときは、この補助金等の全部又は一部を取り消すことがある。

(承認申請)

- 9 8の規定により、承認又は指示を受けようとするときは、内容及び理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

- 10 社会福祉法人等が工事を着手したときは、母子生活支援施設整備費補助金による工事着工報告書（別記3-1）により工事を着工した日から1週間以内に、また、工事進捗状況については、母子生活支援施設整備費補助金による施設の工事進捗状況報告（別記4-1）により、毎年度12月末現在の状況を翌月の10日までに各1部を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

1 1 社会福祉法人等が実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに母子生活支援施設整備費補助金実績報告書（別記2-1）正副2部を市長に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、母子生活支援施設整備費補助金年度終了報告書（別記5-1）をこの補助金等の交付決定に係る会計年度の翌年度の4月15日までに1部を市長に提出しなければならない。

（交付の請求）

1 2 社会福祉法人等が整備費補助金の交付を請求しようとするときは、母子生活支援施設整備費補助金交付請求書（別記6-1）1部を市長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

1 3 社会福祉法人等が整備費補助金の概算払を受けようとするときは、母子生活支援施設整備費補助金概算払請求書（別記7-1）1部を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

1 4 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

（その他）

1 5 特別の事情により5、7、10及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ市長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月11日から施行する。

別表 1

① 施設の種類	② 設置根拠	③ 設置者	④ 補助率
児童福祉施設 母子生活支援施設	児童福祉法第 35 条 第 4 項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人又は特例財団法人	3 / 4

別表 2 - 1

算定基準

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員 1 人当たり基準単価を適用する場合 別表 3 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 1 施設当たり基準単価を適用する場合 別表 3 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>ウ 1 世帯当たり基準単価を適用する場合 別表 3 に掲げる 1 世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>エ 一部改築及び拡張 平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612005 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」により算定された額を基準額とする。</p> <p>オ 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備で</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 6 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施行のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6 % に相当する額を限度額とする。以下同じ。）</p> <p>ただし、別の補助（負担）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認</p>

		あつて、平成20年6月12日雇児発第0612008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」に定める基準に適合する整備を行うときは、別表3に定める基準単価を基準額とする。	められる購入費等を含む(以下同じ)。
	特殊附帯工事費	別表3に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された基準単価を適用する。

別表2-2

算定基準

別表2-1に掲げる整備以外の事業

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
施設整備	本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、市長が必要と認められた額とする。ただし、第4欄に定める対象経費の実支出額(以下「実支出額」という。)がこれに満たないときは、実支出額とする。	施設整備に必要な工事費又は工事請負費(第2の6に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ)、工事費又は工事請負費には、これと同等

			と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ）。
	スプリンクラー設備等工事費（既存施設）	別表3に掲げる基準単価を基準とする。	スプリンクラー設備等に必要工事費又は工事請負費

別表3

補助基準額表

施設の種類	単位	基準単価(円)
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	12,060,000
初度設備相当加算（注）1	1世帯当たり	98,000
心理療法室整備加算	1施設当たり	27,060,000
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	6,640,000
初度設備相当加算（注）1	1世帯当たり	86,000
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,180,000
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,660,000
初度設備相当加算（注）1	1人当たり	28,000

（注）

- 1 改築設備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で市長が必要と認めた額であること。
- 2 一部改築及び拡張に係る基準単価は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」（雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によるものとする。（千円未満切捨て）
- 3 母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一世帯当たり）の基準単価を適用する。
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等推進事業の実施について（平成20年6月9日雇児発第0609001号通知）」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

5 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された基準単価を適用する。

地域交流スペース 補助基本額

施設の種類	地域交流スペース	防災拠点型
本体	22,880,000	30,520,000
初度設備相当加算	1,246,000	3,254,000

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された基準単価を適用する。

スプリンクラー設備工事費 補助基準額

	スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)
基準単価 (1 m ² 当たり)	12,000

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

特殊附帯工事 補助基準額

標準	14,680,000
----	------------

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された基準単価を適用する。